

新型コロナウイルス感染症による

小学校休業等対応助成金のご案内

< 対象となる事業主 >

①②③④の子の世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇と は別途に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
- ② 新型コロナウイルスに感染した子
- ③ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある子
- ④ **医療的ケアが日常的に必要**な子または新型コロナウイルスに感染した場合に**重症化するリ** スクの高い基礎疾患を有する子



休暇取得対象期間 が延長しました!

もともとは 令和2年2月27日~3月31日迄 の期間の休暇取得が対象 <u>6月30日まで</u> 対象に!!

よくあるご質問

- Q 半日単位や時間単位で休暇を取得しましたが対象になりますか?
 - ⇒A 半日単位や時間単位の休暇取得でも対象になります。
- Q **就業規則に**今回の休暇制度についての**規定がない**のですが、対象になりますか?
 - ⇒A **規定されていることが望ましい**ですが、**規定がない場合でも**要件を満たせば 対象となります。
- Q 既に欠勤や年次有給休暇として処理していますが?
 - ⇒A **本人と合意の**上、今回の休暇制度として振り返るのであれば、申請可能です。

助成額	助成率
休暇中に支払った賃金相当額	_10_
※対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限	10

ご連絡ください!
助成金

助成金直通 TEL:011-351-9914 joseikin@sato-group.com 代表 TEL:011-742-9222 http://hssr.sato-group.com